1

であった三井家や近江商人の間で見られたある種の共同企業がそれであった。

别 家制度から重役制度へ

―日本会社制度史の一側面―

安

重

明

尚

近代商家の会社制度の採用

六 五、 四 ≒

まとめ

近江商人の会社制度の採用 山口商店の株式会社化

伝統的大商家の別家制度の廃止

明治末の丁稚・別家制度への評価

近代商家の会社制度の採用

目

次

世商家のなかにも、共同企業が存在したことを最初に指摘したのは、 明示的に表現されたことはなかったが、一般的に近世商家は当主の個人企業であると考えられてきたと思う。近 菅野和太郎であった。伊勢・京都出身の商人

の点に関して私は別に整理しているので、ここでは深く立ち入らないことにする。 したのは由井常彦であり、その後新保博、堀江保蔵、江頭恒治、安岡重明などが、この問題を取りあげてきた。こ

しかし近世商家の企業形態に関する研究はその後ほとんど進まなかった。戦後になってこの問題の重要性を指摘

役 の一つに近世・明治期の商家の幹部奉公人(支配人あるいは元締)制度が会社制度採用後の重役 て、何を導入して近代的な企業形態(会社形態)を取るに至ったか、の問題がある。そしてその問題の解明の糸口 になって、 しかし、これまでの研究によっても、まだ取りあげられていない問題があり、そのなかの一つに、 制度へ移行した問題がある。 当時の商家 (その中には近世から商家とそれ以後台頭した商家とがある) が、古い商家は何を切りす (取締役 明治・大正期

時代の商家の支配人制度と明治大正期の会社企業の重役制度とのつながりには立ち入っていない。 「日本における重役組織の変遷―明治大正期の研究」において解明した。その功績は大きいが、 由井常彦が草創期の会社企業がどのような重役制度を採用していたか、そしてそれが、いかに変化したか、を 由井の論文は江

したのであるから、事実の上で、支配人制度が重役制度に移行したことははっきりしている。ただ、その経過が意 江戸期の大商家(たとえば三井・鴻池・住友・下村など)が現在まで発展して存続し、それぞれ会社制度を採用

識的に解明されなかっただけである。

ため本稿の別の課題は別家制度の重役制度への移行という課題でもある。 世商家の幹部奉公人であった支配人・元締は商家の家制度のうえでの地位は別家(奉公人の分家)であった。その そこで本稿では、近世商家の支配人制度が会社企業の重役制度へ移行した経過を明らかにすることにしたい。近 大正に入ると百数十名という記録もある。

同志社商学

商店も後者に属すであろう。 紹介した近江商人丁字屋吟右衛門、 西川甚五郎、 稲西合名会社などのケースである。大阪の洋反物商山口 (玄洞

ところで、別家制度の重役制度への移行には様々な様相があった。色々な軋轢を生じながら移行がなされた場合

比較的順調に移行した場合があるようであって、前者は鴻池家や下村家(大丸)のケース、後者は末永國紀が

明治末の丁稚・別家制度への評価

は死去、 に至る。 洞は文久三年(一八六三)十月十日尾道生まれ。父は医師であった。明治一〇年(一八七七)玄洞一五歳のとき父 はじめに、明治末年における丁稚・別家制度についての山口玄洞 翌一一年玄洞は大阪へ出て本町四丁目の土井善洋反物店の店員となる。同十四年土井善は閉店の止むなき 翌一五年玄洞は山口商店を開いた。営業は順調に推移し、 十年後の明治二五年には、 (幼名謙一郎) の意見を紹介しておきたい。玄 京都岩室五郎兵衛の

長女政と結婚した。玄洞三〇歳、政二三歳であった

となる。ときに四四歳。同年九月には貴族院議員辞任。明治四五年頃には店員は六〇人位となったといわれるが、 成功を確信した玄洞は、明治二九年第四代目玄洞を襲名し、本町三丁目に店舗を構える。 墓参りをすませる。明治三七年九月貴族院議員(多額納税者)となる。三九年二月には大阪同業組合初代組長 同三四年には故郷に帰

3 大正元年(一九一二)には備後町四丁目に大店舗を新築した。 成功を遂げたが、 玄洞は健康を害し、 大正六年引

ている。

退し、 株)、うち二六五〇株を一族と店員に譲渡する。このように山口玄洞は裸一貫で来阪し、二、三十年のうちに大成 功を遂げた立志伝中の人物であり、店員制度についても、要をえた洞察を行っている。 新会社を設立し、営業と店員とをこれに引き継いだ。新会社は大正七年一月発足、資本金一〇〇万円

度へ変わり、仕着せ制度、別家制度を含む丁稚制度は時代遅れとなる。報酬に関しても給料制度に利益配当を加· っている。 てた四―五万円でもって、独立営業を始めることもできる。 したものがよい。配当金はなるべく積立てさせ、年六パーセントの利息をつけて預かる。 た丁稚制度は不適合となり、早期に業務に習熟する学校出身者の採用に向かう。住み込み制から通勤制、 丁稚制度に通暁していた玄洞の意見は次のとおり。店舗の拡大は組織的店制の必要を生み、 店員の最高級は理事または支配人格までとし、勤続中は一定の利益配当を受けさせるのがよい、とのべ 準親類格に取り立てる別家制度は現在では有効性を失 成績良好なものは、 教育に長年月を要し 積立

山口玄洞氏談6

く取引増加して店舗組織の拡大するに連れては、昔の様な制度では如何にも店内の整理がつき悪い。家政事務とを区分する からあらゆる辛酸を嘗め尽したから、丁稚制度の長所短所には比較的通暁し得る機会に接したのである。然し商売も維新前 自分は丁稚出身である。謂はば長松の功を経たもので、格別意見などと取り立てゝ申上げる程でもないけれど、 啻々便宜があるのみでない。寧ろ店舗と住宅とを全然分離する方が何かにつけて便利である。 人の気心も著しく変った。経営の仕方も亦変った。恐らく今後も多大の変遷を見るであらう。現時の如 否夫れのみでない。業

参加せしめる位が中庸を得たものであるまいか。要するに取引が増加して店舗が拡大するに連れて従前の丁稚制度は不適当 は良好の制度とは信じない。 用のものとも思はれない。 格に取り立てると云ふのであるけれど、暖簾なるものが現代に於て殆ど何等の効果なく、又主家の准親類なる地位が左程 は先づ良好の方と云ってよい。既に四万円乃至五万円近くの貯金者が二人迄も出来た。それ丈けあれば、当人が退店の上独 安不定の制度とする――に比して敢て悪いとも思へない。一体別家の制度は主従三世の約を結んで暖簾分け以後は准親類の 立営業を始めるとしても小さな店位は開く事が出来る。彼の所謂別家制度――たとい確実であるとするも店員が見て以て不 酬は給料制度に利益配当を加味した方法が好ささうに考へられる。当店の如き純益の一割五歩を店員の賞与及び配当金に充 になるのである。服務時間も方今実にダラシない。是れも何日かは時代の要求で無論昼間勤務制に変るであらう。 とする店舗では、己むなく学校出身者を採用するの外はないのである。従って自然通勤を主として合宿制を併用する様な事 間を売らうとする学校出身者などとの比ではない。然し悲しい事に多数の店員を使用して短い月日に一人前の店員を得やう を排斥する訳ではない。子飼店員の営業に対する心掛や店主に対する情義などは取るべき点で、能くある教育を鼻に掛け学 は丁稚の養成に七、 本位の店舗を生み、 務の複雑である事や店員数の次第に増加する事などが、自然秩序だった店舗組織を要求して、 、二年で立派に間に合ふ所の店員が得られますから、自然大商店では子飼を減じ様とする傾きが出来た。最も一概に子飼 勿論店員の進級法をも講じねばならぬが、 配当金は岌るべく積立を勧誘し、年六歩の利子を附してそれを保管するの方法を講じて居るが、今日のところ其の成績 八年乃至十年もかゝった。当今では、左様に気の長い方法を採らんでも、既に幾多の学校出身者即ち 勢い店員制度も従前の如き仕著せ又は別家などの丁稚制度では適合せぬと云ふ事になる。 成功と不成功とを何んと云っても当人の力量に依る外はないのだから、自分の考へでは別家制 尚又組合制度即ち出資権を交付して持分を分与するの制度は、 店員の最高級は理事又は支配人格に止め、 当人の勤続中一 個人店舗に取って如何であらう 店内規律整調の必要より営業 定額を利益配当に 早い話が、 店員の報

であるとの結論に到着する。

三、山口商店の株式会社化

店に勤務した。 り、大阪の商業界に適応して成功したはずである。多くの店員を働かせて成功したのであるから、 に商人として一家をなした。当然、 山口商店某氏の賞与額 する工夫をしていたものと思われる。同店では、 すでに紹介した山口玄洞の略歴から分かるように、玄洞は明治一一年に来阪した人物であり、 比較的軋轢を生じないで別家制度を廃止し、株式会社の重役制度に移行した例として山口商店を取りあげよう。 上半期 2,400 円 大正8年 下半期 2,600 Ł 3,825 大正 11 年 下 2,184 大正 13 年 上 3,254 下 5,170 1,952 大正 14 年 上 下 5,037 3,240 昭和 2 上 下 3,288 4,000 昭和 13 年 4,900 外来者ながら大阪の商慣習を学びながら営業活動に従事し、 (注)大正 13年下半期の月給は 100円 者が必要であったからである。 た。 当時家賃は二〇円で七五円あれば一人前の生活を営むことができ 験者を活用したものと思われる。 である。大経営には、 する制度は江戸時代の大商家 別家して暖簾わけをしてもらうというしきたりはなく、 別家後独立して自分家業をもたないで本家の経営幹部として勤 大正八年(一九一九)別家したある店員は月給七五円であった。 当時の同人の賞与額を記しておこう (第1表)…大正一三年下 あるいは発展期の経営には、有能な経営管理 (三井・鴻池等) で広く見られた制度 山口商店も発展期であったから、 別家した店員は好過された。 一五年ぐらい 店の管理に当た 店員の心を把握 別家後も

期には当時の月給一○○倍の五一七○円という多額の賞与をもらっている。 また明治三九年(一九〇六)に入店し、昭和四年(一九二九)に退店したK氏の場合、預金の元利合計一三万円

だいたい四〇歳前後で重役になったという。 退職金七〇〇〇円で、この人の場合は自分の店を開いた。明治四〇年頃入店した人達のなかで、有能な人達は

さて、山口玄洞は大正六年(一九一七)五六歳で引退し、商店を上級幹部に任せることになったが、その経過は

六名は山口玄洞の別家であった。近藤が後に名のる岩室姓は玄洞夫人政の生家の姓であり、戸籍上他の重役と異な 治、井上徳平、楠井伊三郎、近藤憲六郎(のち岩室に改姓)、監査役杉原篤、 次のとおりである。同年一二月二八日株式会社山口商店取締役は、同年一二月三一日現在の山口玄洞本店の営業 《洋反物の部分》を承継し、翌大正七年一月一日より営業すると決議した。このときの取締役植木金松、 鈴木重助の七名のうち、 近藤を除く 明石喜代

当たっては、 た者で占められていたといえる。山口玄洞家は新興の大阪商人であったが別家制度を採用し、株式会社への転換に った事情が生じたのかも知れない。 別家制度から重役制度への移行が明確となった。 いずれにしても、 株式会社山口商店の取締役と監査役は従業員から別家になっ

ない。また重要な役職も記入した。役員・役職に調査もれがないか、と若干の懸念をもっている。 次に山口商店の別家の一覧表を掲げ、 最初に役員になった年を記載する。 取締役 ・監査役間の異同は記載してい

Ш 口商店別家一覧 (○印は大正七年株式会社発足時の重役

7

西沢八三郎

大正初年捺染部主任

本地清治郎

市松

大正15、

村瀬

須田

芳三

昭和16、 昭和4、

監査役

大正7、

取締役

大正4、

輸出部無地染部主任

安田増次郎 明石佐太郎 大正7、 昭和17、 監査役 監査役

1

○鈴木

重助

○楠井伊三郎

図司孝次郎 西海

内海

栄造

昭和15、 大正7、 昭和10、

○明石喜代治

大正7、 大正7、

取締役 取締役 監査役 取締役 監査役 監査役

〇井上 ○植木-山根 西沢 高畑 小浦 金三郎 金松 治助 吉松 徳平 福造

昭和5、 大正7、 取締役 監査役

昭和4、監査役 大正初年、輸出部主任

敏太

当時大阪の商店、

る。

会社化の前の主任も重役に加えると、

別家二五人のうち二〇名(八〇パーセント)までが重役になったことにな

田辺米太郎

平山

杉本 郁次

昭 和 21、

長次 昭和21、 取締役

(他に)近藤憲六郎(のち岩室姓)大正7、 取締役

た会社もあったと思われる。参考のため繊維問屋の株式会社への改組の事情を第2表として掲げておく。 社、合資会社から株式会社に切りかえられた。これらの会社のなかには山口商店と類似の重役制度への移行をなし 信友商店、山本商店、翌大正七年には田村駒、伊藤万、八木商店、伊藤忠など十数社が個人商店あるいは合名会 (一九一二)に岩井産業、滝兵商店、大正六年一月に江商、伊藤綿業、 商社では、株式会社への改組が流行した。主要な繊維・貿易商社についてみると、大正元年 同五月に芝川商店、同十二月に山口商店、

第2表 株式会社へ改組の繊維問屋

年 度	会 社	所在地	開業年	資本金 (万円)
大正 6 (1917) 年	芝川商店 *江商店店店店店店店店店店店	大 大 大 名 神 灰 阪 阪 阪 屋 戸	明治 24(1891)年 明治 16(1883) 文久 3(1863)	300 250 100 100 300
大正7(1918)年	**************************************	京京愛大大大神大大大大大大大東東東東東京湖大大大神大大大大大大大東東東東都都宮阪阪阪阪阿阿阿阿阿京京京京京京	明治 7(1874)明治 8(1875) —— 明治 5(1872)明治 5(1872) 明治 5(1872) 明治 22(1889)明治 27(1894) 文政 11(1828)明治 16(1883)明治 26(1893) —— 明治 14(1881)明治 36(1903)明治 11(1878)弘化 4(1847) 寛永 12(1635)延宝 2(1674)明治 30(1897)	200 50 25 500 1,000 30 200 200 50 300 300 250 500 200 200 200 100 30 50 50 50 50 50 50 50 50 50 5
大正 8(1919)年	安宅商会	大 阪	明治 37(1904)	300
大正9(1920)年	*塚本商店 田端屋商店	東京東京	文化 9(1812) 寛永 4(1627)	100 50
大正 10 (1921) 年	* 丸永商店 *田附商店 *丁吟商店 * 丸紅商店	大大東大 阪阪京阪	明治 15(1882) 明治 22(1889) 天保 2(1831) 明治 5(1872)	300 500 100 500
大正 14 (1925) 年	*藤井商店	京都	天保3(1832)	100

⁽注) 日本綿糸輸出組合『日本綿業貿易小史』(1962年)・『伊藤忠商事 100年』 (1969年)・『大日本織物二千六百年史』(1940年) 等より作成。

^{*}印は近江商人系。

⁽出典) 末永國紀『近代近江商人経営史論』348 頁より。

四、近江商人の会社制度の採用

うぎん)、と稲西(いなにし)である。 では中企業になるかも知れないが、当時としては大企業と評価してさしつかえなかろう。紹介するのは丁吟(ちょ 幹部店員の処遇について、末永國紀著『近代近江商人経営史論』により紹介したい。これらの会社は現在の 次に江戸期から活躍し、明治期には相当の規模の商店となっていた近江出身の商人の会社制度の採用とその際の

こでは主だった従業員を株主に仕立てる必要を説いている。 設立された。これに先立つ大正九年二月、六代目捨次郎(五代目の実弟)は当主にあてて次の建言をしている。そ それぞれの出資者の相続人以外に譲渡できないと定められた。株式会社丁吟は大正一〇年(一九二一)四月一日に 金は三〇万円、吟右衛門一五万円、同吟次郎六万円、同森之助、同文七、同捨次郎は各三万円であった。出資金は 丁吟(小林吟右衛門家)は五年の試行期間をへて明治三八年(一九〇五)二月小林合名会社を発足させた。 資本

(税法上株式会社制度の採用が適当と提案したのに続いて。)

能う可き事ニ候へ共、廿七名の株主を造るニ就き小林一族ニても其の人数を得申候へ共、昨今議会ニて問題ニ相成居、 株式会社設立ニ就では六人の発起人と廿七名の株主の存在が欠く可からさる必要条件ニ候、発起人の六名は直ニ其の人を得 の所得ニ課税する株主税、既大株主ニ課する税実施さる、時、 族ニて所有する時ハ、其の会社ニ合名会社と同一の税率を以って課税せんとする法律実施ニ行はる時ハ、税金減少の為ニ 及び先舶来御話之有候如く、一株式会社の株式の半数以上を

なお株主は小林一族八名と、田中増右衛門、

西村源治郎、

松井善次郎、

西村庄吉、

島村幸次郎の幹部店員であっ

なす時ハ、勢ひ会社ニ利害 干-係を痛切ニ感じ、自然営業ニ熱心ニなり好結果を来す事と存候、株式会社が実業最も適当な 分ニ御注意被遊度候、乍然如何ニ奉公人なりと雖も利益なき所ニ奉公致す事も無之候へば、一部頭株の店員を以って株主と じ、固より株数ニ依りて其の権力を制するを得申候へ共、従来ニ比し多少は権力の増大を来す事と存候、依って此の点ニ十 株式会社を設立致す共、終ニ其の目的を達する能はざるニ至る事と存候、されば自然、店員を以って株主と成すの必要生 るハ此の所以ニ候、御兄上様御決心被遊候は〝此の組織が最も適当ニ候

衛門の三名、 吟では重役は、 合と対蹠的である。 同 .様の事情は株式会社設立に当たり、幹部従業員を取締役や監査役に登用することにも現れている。株式会社丁 支配人小林源左衛門であった。古参店員の登用は田中のみであり、重役は一族が占め、 小林吟右衛門、監査役小林吟三郎、 山口の場合は重役陣に参加する同族がいなかった事情もあるだろう。 同田中増右衛門、 取締役は小林繁太郎、 小林捨次郎、 山口 商店の場 小林源左

た。 明治三八年の社則第六七条では「店員ニシテ参拾歳ニ達シタル時ハ、別家ヲ許スモノトス、其場合ニハ手当トシ

以上の三○歳前後となった店員へは妻帯を許し、別家料を支給し、希望者には通勤を認めると明言している。「暖 住込みを止めて通勤者となり、妻帯を認めるという意味である。昭和二年(一九二七)「入店栞」でも勤続一〇年 テ金弐百円以上金五百円迄ノ範囲ニ於テ贈与ス」とある。この別家は従来の意味の「暖簾分け」ではなく、 店への

簾分け」としての別家が行われたのは、明治三一年 (一八九八) なお丁吟での上級学校卒業生の採用は、大正四年(一九一五)の八幡商業学校生が最初であった。 が最後である。 (510)

13

名称の通勤を許可された別家の制度が設けられていた。 組織に変り、昭和一九年(一九四四)に株式会社に改組した。大正一〇年に一等店員の上級に「高級店員」という 文政二年 (一八一九)、 稲本利右衛門、 西村重郎兵衛の共同事業として大坂で開店した稲西は、明治二六年合名

人は別家後も勤務を継続しており、 江戸期一一人、明治期二五人、大正から昭和二年までに三四人の計七○人の別家のうち、六四パーセントの四五 勤続勤務者の中から正・副支配人、監査役からなる重役が選ばれていた。

販売部長や仕入部長という役つきの店員に昇格する者が出ている。そして役つき店員をへて重役への道が開かれて 一〇年の高級店員制導入後に別家になった二三人のうち、七〇パーセントの一六人は勤務を継続し、そのなかから 別家制度の重役制度への移行を意味する現象である。

たい。 末永國紀の前掲書では、同様の観点から、 西川甚五郎家や伊藤忠についても紹介されているが、ここでは省略し

五、伝統的大商家の別家制度の廃止

たが、 小林家、 近世中期 近世前期(一七世紀)に台頭して、明治には伝統的大商家として改革を必要としていた三井家や鴻池家、 明治になると、 稲西商店などと事情が異なっていた。これらの商家では明治までに数十軒から八十軒の別家を創出してい (一八世紀) に創業して発展してきた下村家 別家制度には種々の難点があることが自覚されてきた。問題になる点を列挙すると次のよう (現在大丸) などでは、既述の大阪商人山口家や近江商人の それに

差が出たのかも知れない。

になる。

一、大商家で訓練され、 を受けなければならない場合が起って、主家の負担となる。江戸大伝馬町の木綿問屋長谷川家にその例があ 、小企業を維持・発展させるには、別の能力と努力とが必要である。これを行ないえないで、 化合物 用的 建筑 电路 化二角电子 化二十二烷 计二十二元 计二十二元 経験を積んだ人物が独立して自分家業を行なう場合、主家より一定度の支援はあって 主家から援助

る。鴻池や下村についても同様であった。

二、三井家や鴻池家の場合のように、別家が本家経営の奉公人の供給源になっている場合(この現象は大商家 じる可能性がある。たとえば三井家の相続講員の別家相続人のなかから、本家へ勤仕しないものが多数現れて 共通の現象だったと思われる)、その奉公人の相続人の能力が十分でなく、有用な供給源でなくなる状況が生 可率とを比べると、後者の方が高かったという事実がある。親が別家である縁故から採用されると勤務態度に くる(後述)。また江戸後期の鴻池家において、別家子弟の奉公人の別宅許可率をそれ以外の奉公人の別宅許

三、下村家などでは明治期になっても経営の改革が進まず本家は苦慮しているのに、 呉服店の改革に反対するという事情がみられた。大商家を改革するとき、非効率な制度を排することになるの15 奉公人まで、地位に応じた株券を持たせて株主に仕立て、奉公人を従業員である株主として、 別家制度の廃止を試みて失敗している。三井家では明治九年の私立三井銀行の設立に当たり、 多数の別家の存在が改革をさまたげとなることになる。鴻池家でも明治一〇年頃から同三二年にかけて、 別家は補助を受けながら、 この問題を乗り 幹部から下位の

切ったようである。

かなりの支給金を払っている。これら諸家の事情については、すでに安岡著『財閥経営の歴史的研究』のなかで紹 比較的温情主義的であったと思われる鴻池家の別家制度の廃止は仲々進まなかったし、 明治三二年の 廃止までに

介しているので御参照頂きたい。

抜粋したものである。 たちは家督相続の継続が保証された。そこで次に財団法人三井文庫所蔵の明治 災害により身上不如意になったときには資金援助が受けられた。このような措置により三井家の別家やその相続人 て集まり、 の積立てを行う。講金には月〇・八パーセント(当時としては高率)の利息をつける。講では毎月一日、 り作った形になっている。自分の商売を始めることのできた別家 (分類 しなければならなかった。相続講加入者には枕銀として一人当り銀五○○目を店から出し、 家三代目の三井高房が享保九年(一七二四)設置したもので、三井家に永年勤仕した別家たちが主家のすすめによ な商家のなかで、 別家の履歴が収められているが、最初の一五家についての観察としたい。第3表は履歴に書かれた経歴の要点を ここでは、三井家の相続講メンバーの履歴書の検討を通して、 別二五七〇)により別家の相続事情を督見し、そこから読み取れる事柄を指摘したい。 家や諸事について語りあった。これにより三井家と別家の結びつきが強化され、 別家制度の重役制度への移行が、近世後期に進行していたことを指摘したい。 役職名は退職時のものである。 別家制度の変質の様相を明らかにし、 (勤続二〇年以上の宿持手代) 一五年「西京相続講中履歴一綴 講員 加入者は毎月銀一二匁 これには約九〇家 はこの組織に加 相続講は三井総領 (講中) 古い の大病や 日を定め 、大規模

第3表 京都相続講中の相続例

(七郎兵衛)	衛門 佐々木与三右	中井茂兵衛	山下甚蔵	(助右衛門)	丸 2 山弥 兵衛	向崎吉郎兵衛	初代名
文化4元/ 本店5出勤、京	宝暦5元/役正徳2、京本店	宝暦4元メート	寛保1元 京本店 1元メ 動	死後大元メ 寛延 2 元メ 3 元メ 3 元メ 3 元メ 3 元メ 4 元メ 4 元・ 4 元・ 4 元・ 4 元・ 4 元・ 4 元・ 4	元/ 役 京両替店 明	寛政11 大元メ 1大元メ	初代経歴
実子、京本店 上座役	通勤支配役	不出勤	不実子 勤	粗頭で退勤 店	死後大元メ 京両替店 京山を店 で入り	加判名代役	二代
一大山 一大山 一大山 一大山 一大山 一大山 一大山 一大山 一大山 一大山	役 文化11勘定名代 宝子、京本店	支配役 京本店	組實子	病身退勤 居	名代役 養子、京両替店	明治11入講 支配役 京本店	三代
明治15入講 不出勤	文化10支配役 で本店	元/役 元/な 京本店	養子、京本店	明治15 11 15 15 入 講	半元服退勤 常子、両替店	,	四代
	後子、上之店 文久2通勤支配	養子、京本店	文化8後見役		半元服退勤		五代
	明治4入講 不出勤	明治12入講店限通勤支配	明治4入講 支配退役		明治 4 勒入講		六代
酒醸商	完	三越 三越 呉服店	仕立物職	四代妻あい	乗 大代 職 助	三代目妻たね	報告者名·職業

		,					
(太次郎) (太次郎) 衛門	井三郎兵衛	市 (なか) 市川忠三郎	(米三郎) 松山嘉十郎	(仁兵衛) 窪田十郎兵衛	(儀助) 中野勝助	(祖先市郎石衛門) 松野市郎兵衛	中塚徳次郎
大元方元締役	明和店 2 出勤、京	慶応1元メ	嘉永2元× 嘉永2元×	弘化3元メ 両替店 寛政4出勤、京	天保11元メ 天明5出勤、京	文政3元メ 6、京両替店 再興初代天明	文化 6 元メ役 本店 6 出勤、京
役 大元方加判名代 名代	出養 勤不 仕	入講 1412名代役 まなか 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	明治14入講 配、のち転勤 明治3通勤 支	明治3勘定名代	天保 9 組頭 第子、京両替店	組頭退勤 寒子、京両替店	嘉永2元メ役 定 子、京本店
出実子 不仕	所名前役 明治3北家御台 平改退勤 年			明治14入講 為替座退役 京子、京阿替店	文久1元メ 京阿替店	役 明治7十三等平 弟、京両替店	等席 15大元方九 元方九
再勤 程頭役13、京本店 で表本店	明治3入講 慶応2半元服退 多本店 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次			,	明治13入講 銀行十一等席 同之町店	死亡のち入講 明治9幼年にて	明治14十一等席 養子、京両替店
頭退役 京本店組							
明 第 3 11 入 講					1		
売薬製造 労 党 製造	諸 紙 商 三郎 兵衛	雑業なか	四京銀行通勤	紅白粉商	京三井銀行勤	でいる 報告の形になっ でいる	大津三井銀行勤 四代大二郎

、講員 右 の相続例から読みとれる事実を列挙する。 (講中)の初代は中井三郎兵衛(4、記載順、 以下同じ)-を除き、 いずれも元締、 大元締の役についてい

一、二代目、三代目等も初代の勤務店の勤仕となっているが、明治維新後は店制改革に伴い、流動的になってい る。 藤田助市 (3) のように死後大元締を追贈された者もある。

三、一五人の講中の相続は六代目までである。相続人は実子一九件(三八・八パーセント)、養子二九件 る。 (五九・

セント)であった。養子相続が実子相続をはるかに上回る高い比率であった点は共通している。 二パーセント)、弟一件(二・○パーセント)、計四九件(一○○パーセント)であった。かつて紹介した三井家 の大阪別家の相続例五一中のうち実子相続は一二件(二三・五パーセント)、養子相続は三九件(七六・五パ

四、二代目から六代目までの相続人のうち三井店に出勤しなかった者がいる。丸山家(2)六代、

中井 (5) 二

代、佐々木家(6)六代、上嶋家(7)三代、四代、中井三郎兵衛家(4)二代、永井家(5)三代で、七件で ある。その他半元服退勤が三件(丸山四代「五代、中井三郎兵衛四代)である。これらは、三井店勤務が不適当

と評価されたものと、自分で他に仕事を持った者であろう。出勤を拒否されるという場合もあったと思う。しか しこれらの家々の相続人も明治四年十月の相続講の規定改正により相続講に加入した。

五、最高級の役職元締に昇進した二代目以降の数は全部で四件であり、いずれも養子である。そのうち丸山家二代 代、永井二代の二名も養子であった。養子の方に人材が多かったことを示唆する現象である。 は死後大元締となった。実子で元締になった者はいない。元締に次ぐ重職であった加判名代になった者、 向崎二

ら独立した職業をもっていたことになる。

19 (504)

点から改めて調査する必要がある。

六、一方養子で出勤しなかったケースとして丸山(2)六代、佐々木(6)六代、上嶋(7)三代、中井 代の四件がある。佐々木(6)六代、上嶋三代、四代の場合は出勤しなかったのに、いずれも入講している。こ 勤務したことが入講の条件ではなかったことになる。 1<u>4</u>

勤務一名で、 明治一五年(一八八二)の届出人の肩書を見ると、三井銀行勤務三名(西京銀行勤務を含める)、三越呉服店 諸紙商、 売薬製造となっている。三井勤務者の二倍であって、相続講員の多くは、 独立の職業と見られるもの八名であって、乗物職、 仕立物職、 呉服仲買商、 講に属しながら、 酒醸商、 紅白粉商 主家か

者(奉公人)のなかから、重役を生み出す装置となっていたといえるであろう。このような装置は三井家において 断言はさけねばならないが、右はそれほど無理ではない指摘であろう。相続講員の初代がほとんどすべて元締役に は近世後期には形作られていたと思われる。鴻池・住友・下村等についても共通する面があると思うので、この観 役職者を出している。この点から近世大商家三井家の別家制度と養子制度は、主従関係の下にある近世商家の雇 就任しているから、 右の現象は京都の相続講中約九〇人のうちの一五名の調査から読み取れた現象である。 これらは別家とみてよい。(のちには組頭で退勤の者もふえる。)そして別家の養子から最高の 全数調査ではないので、

るのは、 江戸後期には三井家ほどには大規模になっていない前述の近江商人や大阪商人の経営のなかで類似の現象が起こ それらの企業が大規模化した明治・大正期になってからであったと思われる。

あったとは伝えられていない。

六、まという

のは、 小商店) 度の採用には拒否的であった。そして、一方従来の商慣習が活用されている段階 別家制度の廃止につながるから、 事例として掲げられたのは大商家やそれによって設立された会社についてであった。次いで事例として挙げられる 手に指導力を発揮した山口商店のような場合は、 が拡大してくると、 従来、 かなり大規模化した伊藤忠などの近江商人であった。高等教育を受けた使用人の採用は、 のもとでは、 学校教育の普及、 山口玄洞も指摘しているように、 丁稚制度と別家制度は存続の理由があった。 学校卒業生の雇用によって、 古いタイプの使用人は、多くの場合、高等教育修了者に反感をもったし、 会社制度にうまく転換した。近江商人のいくつかの例も、 古い制度は存続の条件を失っていく。 丁稚制度がすたれていったことは指摘されてきた。 しかし一段と教育が普及し、 (明治、 大正期) 創業の所有経営者が上 丁稚制度の 商社・商店 や経営規模 会社制 しかし の規模 中

制度下の制度につながることが明らかになると思う。 度を排して会社制度下の重役制度を整えていく過程を追跡することにより、 保護や恩恵を受ける権利を放棄しなければならなかったからである。江戸期の商家が明治になって、従来の別家制 それに対して鴻池家や下村家では保守的な別家や老分が別家制度の廃止に反対し紛争が起こったように見える。 日本の経済社会は合理的経営・会計の制度を追求した結果、 和式の複式簿記を生んだ。会社制度の歴史のなかに 日本の商家の在来の制度が商法の会社

15

『大丸二百五十年史』 一九六七年、

参照。

ō

6

ている。

ータを提供するにちがいない。

も同様の現象があっても不思議ではない。重役制度の歴史の解明は、

日本の会社制度の普及について参考になるデ

注

1

菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』昭和六年、岩波書店。

2 | 由井常彦「わが国会社企業の先駆的諸形態」 | 経営編集 | 第一○巻四号、 重役組織の形成」『経営史学』第一匹巻一号、一九七九年。 明治大学、

一九六九年。

同

一
明
治
時
代
に
お
け
る

安岡重明『財閥経営の歴史的研究』岩波書店、一九九八年、第一章

4 宋永國紀二近代近江帝人経営之論「有變閣、一九:3 『経営論集』第二四巻3・4号、一九七七年。

末永國紀『近代近江商人経営史論』有斐閣、一九九七年。以下本書に依拠した場合が多い。

『山口玄八十年史』株式会社山口玄、一九六五年刊。執筆宮本又次・安岡重明。以下山口玄に関することはこの書によっ

『山口玄八十年史』六五頁。 丸山侃堂・今村南史著『丁稚制度の研究』一九一二年刊、一四二頁より引用。

末永國紀前掲『近代近江商人経営史論』三四八頁。 安岡重明『近世商家の経営理念・制度・雇用』晃洋書房、 九九八年、にくわしい。

10 同書三五〇頁。

11

同書三五七頁。

9 8 7

12 14 13 廣山謙介「近世後期における鴻池家の奉公人」『大阪大学経済学』第三二巻二・三号、一九八三年、三八七頁。 最近の研究としては、末永前掲書および安岡前掲『近世商家の経営理念・制度・雇用』 北島正元編『伊勢商人と江戸店』吉川弘文館、 一九六二年。 第一四章参照

16 安岡前掲『近世商家の経営理念・制度・雇用』第4章三井別家の相続講、 同書第一〇章参照

.18 17 三井文庫編・刊『三井事業史』本篇第一、一九八○年、二六三頁参照。

20 19 安岡重明『財閥形成史の研究』ミネルヴァ書房、 最近の論文として、西川登「会計組織と簿記技法」安岡重明・天野雅敏編『日本経営史』1、 一九七〇年、二三二頁。

岩波書店、

九九五年、

参考のため、明治四年の相続講の改正規定を揚げておく (句読点は安岡)。

〇四頁以下参照。

家督死跡、別宅退役、支配組頭退役、其外宅々ヨリ依頼差免候暖簾内之者、 規則 (三井家史料、別二五七二)

惣不残、

以来相改、

大元方支配申付、

同相続

但其内ニテ何店、 講卜唱可申事 何役、 何退役、 或ハ何店何役跡ト記シ可申事

世話役重モ掛リ申附候ハ、可為加役次席事

右両役ハー同相続方之儀、 ニ候ハ、重掛エ可致相話、其上是迄之懸リ店へ以前之成行聞繕、 粗筋道於相立者大元方へ可願出事

商業尽力イタシ出精候者ハ外聞手柄ニ候間、 相談ノ上家格引上ケ、

格別身上冝敷相成候ハ、急度引立遣シ可申事

席ハ家格順ニ可相定事

講中之内不身持、 心得違等ニテ相続難相成、 或ハ惰怠不取締ニテ不如意ニ成候者ハ不埒ニ付、

世話懸申附候ハ、可為組頭上席事 懇切ニ世話行屆候様可致配慮候、諸事伺願等有之節ハ世話懸リニテ善悪邪正篤ト取糺、

至当之義

諸伺願之節重掛ニテ奥印無之向ハ、一切取上ケ不申事

亦ハ褒美之可沙汰及事

当役之内無商売ノ者ハ店勤仕之者ノ内人撰イタシ相応之相続人、見立遣シ可申事 速ニ講中ヲ除ケ、

暖簾取上ケ

講中之内平日実躰ニテ臨時災難、大盗難、或ハ長病等ニテ無拠難儀及候者ハ、相談ノ上枕銀預リ之内、相応ノ安利ニシテ貸 可申、万一不埒之義乍存、義理合ヲ以、其侭ニ差置候ハ、重モ掛、世話懸共、 同様暖簾取上可申事

遣シ可申事

講中有金銀之義ハ向後大元方へ預ケ候事 是追ノ講中ニテ清算、至急ニ大元方へ差出可申事

右之通規則建候間、堅ク相守、聊心得違無之様銘々申合、実意ヲ以永続可致候事 規則中へ認入侯義、存付侯ハ、無服蔵可申事

明治四辛十月

大元方御印

右之通大元方へ治郎右衛門様御出席ノ上被渡候事

本稿は一九九八年四月二十五日、経営史学会関西部会(会場神戸大学)における報告に加筆したものである。

(一九九八年一二月一〇日稿)